

令和5年度一般道道モアショ口原野螺湾足寄停車場線 モアショ口原野地区の環境影響に関する懇談会の公開について

1 会議等の公開

- (1) 当該懇談会の会議および現地調査等は、平成9年12月12日交付の環境省告示87号及び別紙に基づき、希少種の生息・生育に関する情報に配慮し、原則公開とする。ただし、環境調査の結果、配慮すべき希少種の生息が認められた場合は、懇談会に諮り非公開とすることができます。

【参考】平成9年：環境省告示87号

環境影響評価法第四条第九項の規定により主務大臣及び国土交通大臣が定めるべき基準並びに同法第十一條第三項及び第十二條第二項の規定により主務大臣が定めるべき指針に関する基本的事項

第二 環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項

五 調査、予測及び評価の手法の選定に関する事項

- (1) 事業者による調査の手法の選定に当たっての留意事項を環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。当該留意事項には、次に掲げる事項が含まれるものとする。

オ 調査によって得られる情報の整理の方法

(省略) また、希少生物の生息・生育に関する情報については、必要に応じ公開に当たって種及び場所を特定できない形で整理する等の配慮が行われるものとすること。

2 資料の公開

- (1) 懇談会の資料は、上記環境省告示及び別紙に基づき整理の上、原則公開とする。
- (2) ただし、相当の理由がある場合は、懇談会に諮り非公開とすることができます。